



No.591
3 分間
税ミナール

令和5年6月7日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

国税庁、株式・土地・建物等の譲渡の改正のあらましを公表

国税庁はこのほど、「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和5年度税制改正のあらまし」をホームページで公表しました。公表されたのは4ページのリーフレットで、株式等を譲渡した場合の特例や、土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正のうち主なものを掲載しています。

リーフレットに掲載されているのは、「NISAに関する改正」、「エンジェル税制に関する改正等」「株式の譲渡に関するその他の改正」(国外転出する場合の譲渡所得等の特例適用がある場合の納税猶予、株式等を対価とする株式の譲渡、ストックオプション等)、居住用財産の譲渡所得の特別控除に関する改正、特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する改正、土地・建物等の譲渡に関するその他の改正(優良住宅地の造成等のための土地譲渡、中高層耐火建築物等の建設のための買換え・交換、低未利用土地等の譲渡)などです。

なお、令和5年度税制改正では、「NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等非課税措置)」について投資上限額の拡大や、非課税保有期間の無期限化など抜本的な見直しが行われたほか、エンジェル税制については「特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等」が創設されるなど大きな改正が行われています。

「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和5年度税制改正のあらまし(国税庁)」(令和5年5月)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/r05aramashi.pdf>

